

備蓄倉庫の設置に関する基準

(趣旨)

- 1 この基準は、海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付要綱第3条第2項に規定する備蓄倉庫の設置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 2 備蓄倉庫とは、一般備蓄倉庫及び特定小規模備蓄倉庫とする。

(1) 一般備蓄倉庫

次号に該当するもの以外のものをいう。

(2) 特定小規模備蓄倉庫

特定小規模備蓄倉庫とは、次項の規格及び設置条件を満たすものをいう。

(特定小規模備蓄倉庫の規格及び設置条件)

- 3 特定小規模備蓄倉庫の規格及び設置条件は、一般に製品化されたものとし、次の全てを満たすこと。

(1) 形状

開口部からの奥行きが1m以下のものであること。(内部を間仕切り等で区画した場合等を含む。)

(2) 高さ

2.3m以下のものであること。

(3) 床面積

5㎡以内のものであること(複数の倉庫を接合した場合を含む。)

(4) 災害発生時等でも安全に使用できるよう、金属製アンカー等で固定し、メーカー推奨による転倒防止等の安全措置を講じること。

(表示)

- 4 備蓄倉庫には、外部から確認ができるよう、正面に次の表示をすること。

(1) 一般備蓄倉庫

ア 組織名

イ 整備年度

(2) 特定小規模備蓄倉庫

ア 組織名

イ 整備年度

ウ 名称「特定小規模備蓄倉庫」

(設置場所の許可等)

- 5 市所有の土地に設置する場合は、事前に所管課と協議し許可を得ること。また、市有地以外に設置する場合は、まちづくりの観点から地権者及び市長と協議し、地権者及び市長の承諾を得ること。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。